

○二次製品防火水槽認定委員会規程

〔昭和59年4月11日〕
消安セ規程第3号

改正 平成13年4月2日消安セ規程第6号
令和2年8月19日消安セ規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、二次製品防火水槽等認定規程(昭和59年消安セ規程第2号。以下「規程」という。)第3条第2項の規定に基づき、認定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、工場において生産された部材を使用して建設される防火水槽及び耐震性貯水槽に関し次の事項について審査する。

規程第4条に規定する型式認定

規程第5条に規定する型式変更認定

規程第11条に規定する補助規格が変更された場合における型式失効その他必要な事項

(委員会)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)理事長が委嘱する。

- ・ 土木工学、建築工学その他の評価業務に関連する科目を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はあった者
 - ・ 土木、建築その他の評価業務に関する分野の試験研究機関において試験研究に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
 - ・ 消防機関の職員で評価業務に関する分野における管理的又は監督的な職にあり、又はあった者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識と深い経験を有する者
 - ・ その他安全センター理事長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者
- 2 委員会に、委員の互選による委員長1名を置く。
 - 3 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、統括する。
 - 4 委員会に、委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、必要に応じて招集して開催し、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した場合又は代理出席者を立てた場合については、出席したものとみなす。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により必要があると認めるときは、第1項にかかわらず招集に代えて、事案の概要を記載した書面の送付又はその他の方法により意見を徴し、又は賛否を問ひ、その結果をもって委員会の議決とすることができる。
- 5 前項に規定する議決については、第3項の規定を準用する。
- 6 委員会の会議は、非公開とする。

(関係資料等の開示の禁止等)

第6条 申請者の利益を保護するとともに、審査業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等の開示することが差し支えないものを除き、審査の内容の開示は行わない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、安全センター事務局において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、安全センター理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年4月11日から実施する。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から実施する。

附 則

この規程は、令和2年8月19日から実施する。